

令和4年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(環境農林水産関連)

令和3年7月

大 阪 府

令和4年度環境農林水産に関する国の施策並びに予算に関する提案・要望

日頃から、大阪府環境農林水産行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府における、「成長と安全・安心のよき循環」により府民の願いである「豊かな大阪」の実現を確たるものとすべく、環境農林水産分野では「豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会」及び「SDGs先進都市」の実現、とりわけ「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の達成に向け、全力で取り組んでいるところです。

環境分野においては、新たに策定した各種計画に基づき、創エネ・省エネの促進を含めた「緩和・適応」両面からの地球温暖化対策をはじめ、プラスチックの資源循環や廃棄物の適正処理の推進、良好な大気・水環境の確保に向けた取組みなどを進めています。

また、農林水産分野においては、活力ある農林水産業の振興に向け、大都市（大消費地）の強みを活かした販路拡大等に力を注ぐとともに、経営強化支援や多様な担い手の確保など、成長産業化に資する様々な取組みを進めています。

さらに、近年頻発する自然災害（地震・豪雨・台風）への対応力の強化に向け、ため池等の防災・減災対策や府独自の森林環境税を活用した森林保全を推進するとともに、都市緑化を活用した猛暑対策の取組みについても着実に推進しています。

令和4年度の国家予算編成に当たりましては、本府の課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、以下に提案する施策の具体化、実現が図られるよう、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

大阪府知事 吉村 洋文

目 次

1	脱炭素社会の実現に向けて	1
	（1）地域への支援の拡充	
	（2）ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進	
	（3）省エネの推進及び ZEH・ZEB の普及促進	
2	脱炭素社会の実現に向けた農の推進	3
3	脱炭素社会の実現に向けた有機農業の推進及び農業用脱プラ資材の普及促進	3
4	海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進	3
5	万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進	4
6	太陽光発電施設の適切な設置	4
7	全ての PCB の確実な処理に向けた国の取組強化	5
8	PFOA 等による健康影響の解明及び指針等の整備	5
9	建設廃棄物の不適正処理事案抑止に向けた制度の充実	5
10	建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備	5

1 脱炭素社会の実現に向けて

(1) 地域への支援の拡充

政府における脱炭素社会の実現をめざす動きが活発になっている中、大阪府では、2021年3月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を将来像に掲げた地球温暖化対策実行計画を策定し、あらゆる主体の意識改革・行動喚起を促進するとともに、対策をさらに強化するために「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正を予定している。

これらの取組を加速していくためにも、国による一層の支援等を要望する。

① 地域循環共生圏や脱炭素先行地域等の創出・展開に向けた脱炭素化を促進するための支援を拡充すること。

ア. 一定規模（街区単位など）での開発行爲の事前段階において、エネルギーの面的利用や再生可能エネルギーの導入等の検討が進められるよう、関係省庁と連携した検討促進のための仕組みや支援の拡充を図ること。

イ. 再エネ促進区域の選定を適地の掘り起こしから事業計画の認定まで、地方環境事務所と府県等が連携し一貫して市町村を支援する体制を構築すること。

ウ. 地域における事業者の取組みを活性化するため、地域地球温暖化防止活動推進センターへの財政的・技術的支援を拡充し、運営基盤を強化すること。

② 脱炭素化に向けた取組みの推進にあたっては、地域内の現状及び取組成果といったデータを的確に把握し見える化することにより、住民のさらなる行動変容を促すことが重要である。そのために必要となる以下の情報開示等を行うこと。

ア. 都道府県別の再生可能エネルギーの利用状況（発電出力や電力需要量）に係る統計情報の整備を行うこと。

イ. 都道府県別エネルギー消費統計データを全国版と同時に公開すること。

ウ. 都道府県別のZEH・ZEB化率を開示すること。

③ カーボンプライシングを導入する場合には、税の負担者に対してより近い立場にある地方自治体が、地域の実情に合わせて実効性の高い取組みを推進できるよう、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築すること。

(2) ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進

2025年の大阪・関西万博までに、ゼロエミッション車を中心とした電動車の

普及が進むよう、開催地である大阪府域において重点的な普及策を講じること。

- ① 乗用車については、あらゆる世帯に広く電動車の普及を図るため、欧州等の環境規制の状況を踏まえた新たな制度構築を検討するとともに、車両購入時の補助金や税制優遇のさらなる拡充を図ること。また、電池の軽量・小型化、低価格化等の支援を行うなど、軽自動車を含めた電動車ラインナップの充実を促進すること。
- ② 商用車についても電動化を加速させること。特に、万博会場へのアクセス交通の電動化や MaaS 等の新たなモビリティサービスの導入を強力に進めること。
- ③ 警察車両を含めた公用車については、警察庁と協議の上、府県に配備される車両についてもグリーン調達の基本方針に基づいた調達を行い、あらゆる公用車の電動化を促進すること。
- ④ 充電インフラについては、新築共同住宅への導入を促進するほか、商業施設やカーシェアステーション等への複数設置のさらなる促進など、都市部において電動車を利用しやすい環境整備を図ること。

(3) 省エネの推進及び ZEH・ZEB の普及促進

- ① 大企業によるサプライチェーン全体での脱炭素化の取組みが進む中、中小事業者は、生き残りをかけてより一層の脱炭素経営への転換が求められている。このため、省エネ・省CO₂に取り組むことで経営改善が進められるよう、省エネ診断や省エネ設備の導入等に対する補助制度の予算額を維持・拡充するとともに、ニーズにマッチした補助対象範囲の拡充（再エネ設備等導入費用、代行申請費用等）や申請手続きの簡素化等により、中小事業者が活用しやすい制度とすること。
- ② **ZEH** や **ZEB** の省エネ建築物について、**2022** 年度以降も補助制度を延長・拡充するとともに、税制上の優遇措置を充実させること。

ZEB については、既築建築物について、事前に実施した導入可能性検討費用を現行の **ZEB** 補助金の対象とすることや可能性簡易判定システムの作成により支援すること。また、特に、公共施設での **ZEB** 化を推進するため、公共施設等総合管理計画の指針等において統一的な方針を示すこと。

ZEH については、供給サイドの体制整備の支援等、供給拡大を促す取組みを推進すること。

2 脱炭素社会の実現に向けた農の推進

- (1) 農業における再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光パネルなどの施設整備・設備導入に対する補助制度を創設すること。
- (2) フードマイレージの削減に向けた、生産者と消費者を効率的につなぐ共同配送システムの実証事業に対して支援すること。

3 脱炭素社会の実現に向けた有機農業の推進及び農業用脱プラ資材の普及促進

- (1) 有機農業のさらなる推進を図るため、以下の取組みを講じること。
 - ① 有機栽培に適する病害虫に強い品種等の開発の推進及び国庫定額の交付金事業の創設
 - ② 有機農業者と販売拡大に繋がる取組みに対する支援
 - ③ 有機農産物の栄養成分等の科学的根拠を明らかにする研究の推進及び消費者への理解を深めるための事業に対する支援
- (2) 農業用脱プラ資材の課題解決や付加価値を高めるための実証に対する補助制度を新たに創設すること。

4 海洋プラスチックごみ対策の実効性のある取組みの推進

G20 大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けて、以下のプラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進すること。

- (1) 大阪湾を含む瀬戸内海におけるプラスチックごみの流入実態を的確に把握し、対策を効果的に推進するため、府が実施する AI 等を活用した把握手法の検討と実用化に向けた取組みを財政的・技術的に支援すること。
- (2) マイクロプラスチックについて、地方自治体が実施する発生抑制対策の検討に対して財政的・技術的に支援すること。また、生態系への毒性影響及びそのメカニズムに関する疫学的な調査研究を推進し、その成果について広く周知を行うこと。
- (3) プラスチック資源循環促進法の施行に当たっては、無償で提供される使い捨てプラスチック製品を削減するための確実な措置を講じること。また、プラスチック資源の回収について新たに生じる市町村の負担に対する財政支援を行うとともに、回収したプラスチックのマテリアルリサイクルが促進されるよう必要な措置を講じること。

- (4) バイオプラスチックの普及に向けて、府民に分かりやすい表示の検討を行うとともに、地方自治体が実施する購入時のポイント付与などのバイオプラスチック導入に向けた先進的な取組みに対して財政的支援を行うこと。
- (5) 地域における企業、住民と連携した取組みの創出を支援するローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業を継続・拡充すること。

5 万博会場が面する大阪湾奥部の環境改善に向けた実効性のある取組みの推進

- (1) 2025年大阪・関西万博の開催に向け、会場が面する大阪湾奥部における水質改善や多様な生物を育む場の創出を推進するため、港湾利用に影響を与えることなく短期間での施工が可能で、汎用性のある環境改善技術が確立されるよう支援すること。
- (2) 港湾域における藻場の創出等の取組みが、脱炭素社会の実現や生物多様性の向上等に資する取組みに位置付けられ、行政・企業・NPO等による持続的な取組みが展開されるよう、財政的に支援すること。

6 太陽光発電施設の適切な設置

国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物における導入義務化や規制緩和による農地等の活用などにより太陽光発電のさらなる普及拡大が検討されている。本府では、これまでも発電設備の設置に際して地域とのトラブルが発生しており、一部は解決に至っていない。今後、太陽光発電の整備が加速化されると見込まれるなか、トラブルの増加が懸念される。このため、新たな事業計画の認定に際しては、以下の点に十分に配慮し、FIT法改正の上、ガイドラインの改正・改善を実施すること。また、既存のトラブルについては、事業者に対しFIT法に基づく厳格な指導を徹底すること。

- (1) 一定規模以上の発電設備を設置しようとする事業者に対して、地域住民への事前説明とその結果の報告を義務付けること。
- (2) 事業者に対して関係法令等の相談及び手続きが完了した旨の国への報告を義務付けること。

7 全ての PCB の確実な処理に向けた国の取組強化

- (1) 国主導で進められている PCB 廃棄物の適正処理を確実にするため、高濃度 PCB 廃棄物について、計画的処理完了期限までの完全処理に向け取り組んでいるが、期限後に発見され継続保管となる高濃度 PCB 廃棄物への対応を含め、今後の国の方針を示すこと。また、地方自治体が代執行を行った場合、その費用の求償に係る人件費など必要な経費に対する支援措置を講じること。
- (2) 低濃度 PCB 廃棄物の処理を確実に進めるため、PCB 含有の疑いのある電気機器等につき、製造者及び保有事業者に濃度分析を義務づけ、分析を行わない場合は低濃度 PCB 廃棄物とみなして処理するよう規定するなど適切な措置を講じること。あわせて、濃度分析及び低濃度 PCB 廃棄物の処理に係る中小事業者の負担軽減策を講じること。

8 PFOA 等による健康影響の解明及び指針等の整備

ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) については、地下水等が飲用のみならず農業用水にも利用されている実態があることから、高濃度の地下水汚染が生じている地域における農作物の摂取と人の健康への影響について明らかにし、その結果を踏まえ、土壌、水質及び農作物等に係る汚染状況の評価やその対応に関する指針等を示されること。

9 建設廃棄物の不適正処理事案抑止に向けた制度の充実

建設工事に伴い生ずる廃棄物の不適正処理事案を抑止できるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において、発注者が廃棄物の処理を確認するとともに、知事等に報告するなどの責務を明らかにされたい。また、他法令の許可基準及び行政処分との連携を図るなど、廃棄物の適正処理に係る制度を充実されること。

10 建設発生土の適正処理に向けた法制度の整備

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の(1)～(3)の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定すること。

- (1) あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組み
- (2) 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準の策定
- (3) 不適正な処理を行った者に対する罰則の強化